

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(II-4-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること(施策目標II-4-1) 基本目標II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 政策大目標 4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること					担当部局名	医薬・生活衛生局	作成責任者名	医薬品審査管理課化学物質安全対策室長 渕岡 学					
施策の概要	生活環境で使用されている化学物質について、化学物質による人の健康被害を防止する観点から、次の施策を実施している。 ・人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染防止。(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律) ・急性毒性による健康被害が発生するおそれが高いものを規制。(毒物及び劇物取締法) ・有害物質を含有する家庭用品について必要な規制を実施。(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律)													
施策実現のための背景・課題	1 化学物質の人健康と環境への悪影響の最小化を目指す国際目標を踏まえ、化学物質の安全性について評価し、適正な管理を推進する。 2 近年多発する大規模災害やテロ等への危機管理対応が求められており、毒物・劇物の適正な管理を推進する。 3 家庭用品に係る製品事故等への対応、安全性に対する関心の高まり等から、家庭用品に含有する化学物質の安全性を確保する。													
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由								
(課題1)	目標1	ヒトの健康への影響評価等の化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保するため、規制等を適切に行うとともに、環境への排出量の把握及び管理を適切に実施。				達成するための取り組みとして、国が全既存化学物質の安全性点検を進めることとされているほか、化学物質による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指すことが国際目標となっており、化学物質の安全性点検を着実に実施し、リスク評価等に活用する必要がある。								
(課題2)	目標2	毒物劇物営業者登録等事務の迅速、効率化、毒物劇物の使用取扱基準の作成。				毒物及び劇物取締法に基づき、急性毒性作用がある化学物質を毒物または劇物に指定し、毒物劇物の不適切な流通や漏洩等が起きないよう規制を行っており、これらの規制を適時適切に行う必要があるため。								
(課題3)	目標3	各種毒性試験検査の結果により、有害性が評価されたものから逐次、家庭用品の規制基準を設定し、その監視指導などを強化。				有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、繊維製品、洗浄剤、ガーデニング用木材等について規制基準を定めており、これらの規制を適時適切に行う必要があるため。								
達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値										
①	化学物質の安全性点検(アウトプット)	20試験	毎年度	20試験	毎年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	化審法の附帯決議に基づき、安全性確認が未実施の既存化学物質の安全性点検を順次進めており、平成25年度から28年度までに46物質について合計78件の安全性試験を実施した(平均年間19.5試験)。これらの結果は、国際的な目標とされている全既存化学物質の安全点検にも資するほか、ホームページで公開するなどして、化学物質のリスク評価、管理にも活用している。さらに国際的にも、OECDへの報告等、情報発信を行った。 今後も同程度の貢献を行うために、ヒト健康関連の試験として、年間20試験の実施を目標として設定した。 (参考) 平成27年度実績:20試験、平成28年度実績:20試験			
						21試験	9試験							
2	安全性情報の公開物質数(アウトプット)	10物質	毎年度	10物質	毎年度	10物質	10物質	10物質	10物質	10物質	国が行った既存化学物質の安全性点検結果は、ホームページで順次公開している。1年あたり20試験の実施を目標として設定しており、平成25年度から平成28年度まで1物質あたり平均して約2試験を実施していることから、年間10物質についての安全性点検結果の公開を目標として設定した。 (参考) 平成27年度実績:465物質、平成28年度実績:421物質			
						9物質	16物質							
達成手段1		補正後予算額(執行額)	令和元年度当初予算額	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和元年行政事業レビュー事業番号			
(1)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行費(昭和49年度)	201百万円 (190百万円)	214百万円 (167百万円)	209百万円	1, 2	・新規化学物質の審査、既存化学物質毒性試験の実施 ・3省共管情報基盤システム及び電子申請システムの管理 ・海外の規制当局等との国際協調 化学物質の安全性を確保する上では、適正な評価・管理が重要であることから、新規化学物質の審査、既存化学物質の毒性試験を行い、評価していくことが求められる。評価に当たっては、国際的な協調のもとに行なうことが求められており、また、毒性試験・評価を行った化学物質について、その情報を公開していくことにより、化学物質の適切な管理の促進が期待される。							383	

達成目標2について												
(参考)指標					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考		
3	毒物劇物営業者等立入調査における改善率(年度末までに違反が改善された件数÷立入検査による違反発見施設数)	75.1%	74.3%							毒物・劇物の適正な管理の推進について、直接的に評価する指標は存在しないが、毒物劇物営業者等立入調査における改善率は、毒物・劇物の適正な管理の推進を一定程度反映するものと考えられることから、参考測定指標としている。 (参考)平成27年度実績:68.6%、平成28年度実績:72.1%		
達成手段2		補正後予算額(執行額)	令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							
(2)	毒物劇物取締法施行費(昭和48年度)	48百万円 (47百万円)	34百万円 (33百万円)	59百万円	3	・毒物及び劇物への新規指定又は解除 ・本邦で毒物劇物に指定されていない化学物質についての毒性評価 ・毒物劇物営業者登録事務の迅速化等のためのシステム運用・改修等 毒物劇物が指定等されることにより、それら毒物劇物の管理の推進が期待される。						
達成目標3について												
(参考)指標					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考		
4	家庭用品試買等調査※における違反率(違反数÷家庭用品試買数)	0.1%	0.17%							家庭用品に含有する化学物質の安全性の確保状況について、直接的に評価する指標は存在しないが、市場の家庭用品の試買等調査における違反率は、家庭用品の安全性の確保状況を一定程度反映するものと考えられることから、参考測定指標としている。 ※有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、市場で流通している家庭用品の安全性を監視する目的で、都道府県が市販の家庭用品を購入し検査を実施している。 (参考)平成27年度実績:0.13%、平成28年度実績:0.09%		
達成手段3		補正後予算額(執行額)	令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							
(3)	家庭用品規制法施行事務費(昭和47年度)	46百万円 (42百万円)	67百万円 (53百万円)	72百万円	4	・家庭用品規制基準設定のための試験検査及び検討 ・健康被害情報の調査及び安全確保マニュアル作成 ・家庭用品等から発散する化学物質による室内空気汚染対策 規制対象の候補物質について市場の製品中含量を調査することにより、国内流通製品の使用実態が把握でき、当該情報は家庭用品規制基準設定に資すると考えられる。						
施策の予算額・執行額		区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度要求額		政策評価実施予定期(評価予定表)	平成30年度		
		予算の状況(千円)	当初予算(a)	314,810	340,205	311,294						
		補正予算(b)	0	0	0	0						
		繰越し等(c)	0	0	0	0						
		合計(d=a+b+c)	314,810	340,205	311,294	311,294						
		執行額(千円、e)	253,013									
		執行率(%、e/d)	80.4%									
関連税制												
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		○環境基本計画(第4次)				・平成24年4月27日閣議決定		第2部第1章第9節 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組 【国際的には、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)実施計画において、「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」といわゆるWSSD2020年目標が合意されている。】				
		○科学技術基本計画(第5期)				・平成28年1月22日閣議決定		第3章(2)国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現 ①自然災害への対応 ②食品安全、生活環境、労働衛生等の確保				